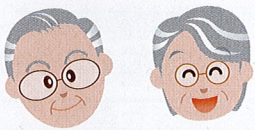
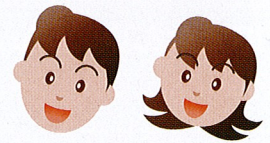


2つの給付金



のお知らせ



消費税率の引上げに際し、所得の低い方々や子育て世帯への負担の影響の緩和や消費の下支えをはかる観点から、暫定的・臨時的な給付措置として実施します。

臨時福祉給付金

対象者

市民税の非課税者

※課税者の扶養親族や生活保護受給者等は除く

1人につき1万円

年金や児童扶養手当等の受給者は1万5千円

子育て世帯臨時特例給付金

1月分の対象者

児童手当の受給者

※児童手当の所得制限限度額以上の方や生活保護受給者等は除く

子ども1人につき1万円

- ※ 受け取ることができるのはどちらか1つの給付金です。
- ※ 対象と思われる方に、7月下旬に申請書を送付します。

受給資格の確認については、次ページをご覧ください。



「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」の

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省（の職員）などをかたった電話がかかってきたら、迷わず、お住まいの市町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））に御連絡ください。

